

名古屋市における土壌・地下水 汚染対策の取り組みについて

平成28年5月10日(火)

名古屋市 環境局 地域環境対策課

名古屋市の土壌・地下水汚染対策の経過(1)

- 平成9年10月31日
「東芝愛知工場名古屋分工場に係る土壌及び地下水汚染対策検討委員会」設置
- 平成10年9月1日
「名古屋市土壌及び地下水汚染対策検討委員会」設置
- 平成11年5月1日
「名古屋市土壌汚染対策指導要綱」施行
- 平成13年7月11日
「名古屋市土壌汚染対策指導要綱運用指針」施行
- 平成15年2月15日
「土壌汚染対策法」施行
- 平成15年10月1日
「名古屋市公害防止条例」を全面改正し、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（環境保全条例）を施行

名古屋市の土壌・地下水汚染対策の経過(2)

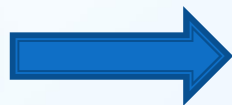
- 平成17年3月31日
「土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針」施行
- 平成22年4月1日
「改正土壌汚染対策法」施行
「土壌汚染等対策指針」一部改正
ガソリンスタンド等を特定有害物質取扱事業者とする（運用変更）
- 平成22年10月1日
「改正県民の生活環境の保全等に関する条例」施行
第45条（自主調査に係る報告等）が名古屋市内にも適用に
- 平成25年4月1日
「環境保全条例」一部改正（現在）

名古屋市環境保全条例改正による課題への対応

- 自主調査への対応

 調査報告の義務化

- 汚染状況に応じた合理的な対策の推進

 条例による区域指定制度

- 搬出される汚染土壌の適正処理の確保

 法対象外の基準不適合土壌の
運搬処理

土壤汚染対策法の概要

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査義務

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条）
- 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更（第4条）
- 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認める時（第5条）

自主調査

- 自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請（第14条）

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

【調査が適切と認められる場合】

区域の指定等

①要措置区域（第6条）

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示（第7条）

→土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域（第11条）

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壤の搬出の規制（事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令）
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤処理業者へ処理を委託する義務

名古屋市環境保全条例の概要

<調査義務>

- ・ 特定有害物質等取扱工場等の敷地内である土地が汚染されているおそれがあると市長が認めるとき
- ・ 特定有害物質等取扱事業者が、工場等の敷地において、500㎡以上3,000㎡未満の土地の形質の変更をしようとするとき

<自主調査>

法、条例以外の調査で汚染が判明したとき

3,000㎡以上の土地の形質の変更をしようとするとき

地歴調査結果の報告
(法第4条第2項の「汚染のおそれ」の判断に活用)

報告の義務

↓ 土壤汚染等処理基準を超過した場合

区域の指定

健康被害のおそれあり

健康被害のおそれなし
生活環境被害のおそれあり

健康被害のおそれなし
生活環境被害のおそれなし

<措置管理区域>

- ・ 汚染の除去等の措置を市長が指示
- ・ 土地の形質の変更の原則禁止

↓ 汚染の除去

採取経路の遮断

<拡散防止管理区域>

- ・ 汚染の拡散の防止等の措置を市長が指示
- ・ 土地の形質変更時に計画の届出が必要

↓ 汚染の除去

汚染
拡散の
防止

<形質変更時届出管理区域>

- ・ 措置不要
- ・ 土地の形質変更時に計画の届出が必要

↓ 汚染の除去

指定の解除

<汚染土壌の搬出>

- ・ 搬出の規制（計画の届出、運搬基準、処理の委託）
- ・ 管理票の交付及び保存
- ・ 汚染土壌の処理業の許可の申請に係る生活環境影響調査の実施等

調査契機と対象物質

調査契機

有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（法第3条）

土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあるとき（法第5条）

3,000㎡以上の土地の形質の変更をしようとするとき（法第4条、条例第57条）

特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地が汚染されているおそれがあると市長が認めるとき（条例第54条）

特定有害物質等取扱工場等の敷地において、500㎡以上3,000㎡未満の土地の形質の変更をしようとするとき（条例第55条）

対象物質

特定有害物質

- ・鉛
- ・砒素
- ・トリクロエチレンなど

25物質

指定基準

土壤汚染等処理基準

土壤汚染対策法

環境保全条例

土壌及び地下水の汚染の状況を把握するための制度の拡充改正

- 自主調査で汚染が判明した場合、調査を行った者は市へ調査結果を報告しなければなりません。（条例57条の2）

土地の売買、資産評価等の際に、
自主的に土壌・地下水汚染調査を実施

土壌汚染等
処理基準超過

自主調査を行った者は市長に報告

自主調査とは、土壌汚染対策法（第3条第1項、第4条第2項、第5条）に基づく調査、環境保全条例（第54条第2項、第55条第1項及び第2項）に基づく調査以外の調査を指します。

土壌汚染対策法第14条第1項に基づく申請があった場合は、報告の対象から除かれます。

〔申請に係る特定有害物質と自主調査で汚染が判明した特定有害物質が同じである場合に限る。〕

規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化

市長は、汚染が判明した土地を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれの有無に応じて、健康被害を防止するための措置が必要な区域（措置管理区域）、生活環境を保全するための措置が必要な区域（拡散防止管理区域）、形質の変更の際に届出が必要な区域（形質変更時届出管理区域）のいずれかの区域に分類して指定します。（条例第58条第1項、第58条の4第1項、第58条の8第1項）

区域の分類	措置管理区域	拡散防止管理区域	形質変更時届出管理区域
健康被害が生ずるおそれ	あり	なし	なし
生活環境被害が生ずるおそれ	あり	あり	なし
措置	汚染の除去等の措置を市長が指示	汚染の拡散の防止等の措置を市長が指示	（措置不要）
土地の形質の変更	原則禁止	着手の14日前までに届出が必要	着手の14日前までに届出が必要

周辺の土地における飲用井戸の有無

地下水汚染の到達距離

特定有害物質の種類	一般値 (m)
第一種特定有害物質	概ね1,000
六価クロム	概ね 500
砒素、ふっ素及びほう素	概ね 250
シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン 並びに第三種特定有害物質	概ね 80

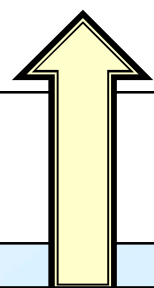
距離以外の条件

- 原則として不圧地下水の主流動方向の左右それぞれ90度（全体で180度（当該地域が一定の勾配を持つこと等から地下水の主流動方向が大きく変化することがないと認められる場合には、左右それぞれ60度（全体で120度））の範囲であること
- 水理基盤となる山地等及び一定条件を満たした河川等を越えないこと

形質変更時要届出区域における汚染の拡散の防止

市長は、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないとして、土壤汚染対策法で措置が不要とされた土地（形質変更時要届出区域）であっても、生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、汚染の拡散の防止等の措置を指示します。（条例第58条の6）

法の区域の分類	要措置区域	形質変更時要届出区域
健康被害が生ずるおそれ	あり	なし
法に基づく措置	汚染の除去等の措置を市長が指示	(措置不要)
土地の形質の変更	原則禁止	着手の14日前までに届出が必要



生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、条例に基づき、汚染の拡散の防止等の措置を市長が指示

区域指定告示前の土地の形質の変更・汚染土壌の搬出の取り扱い

汚染の報告から区域指定までに1、2か月かかります。

区域指定告示前の土地の形質の変更及び基準不適合土壌の搬出

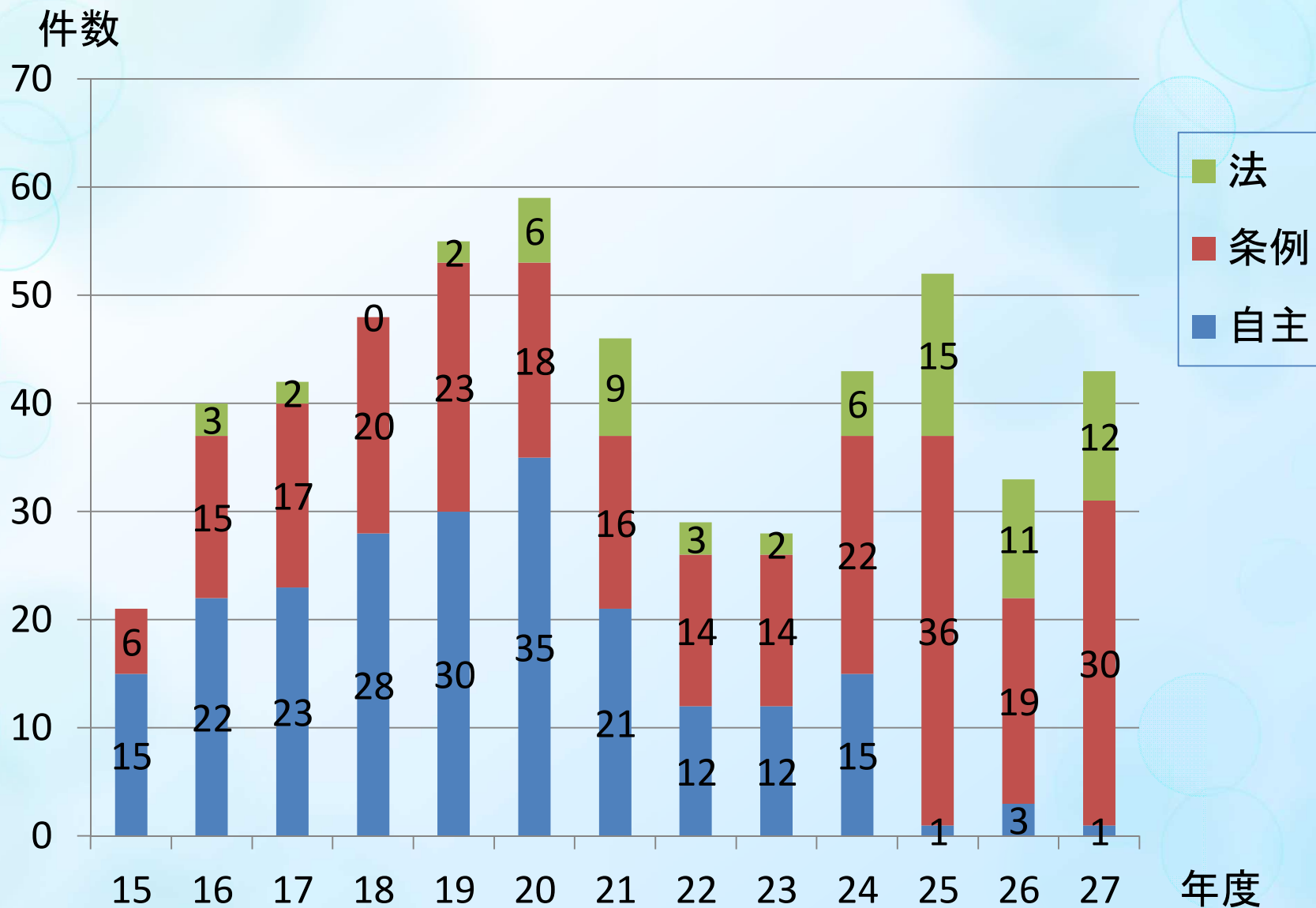
法・条例では

- 汚染判明後でも区域指定告示前について制限はなく、届出義務もない。
- 土地形質の変更については告示後14日以内に事後報告。
- 汚染土壌の搬出については事後報告制度はない。

名古屋市の行政指導として

告示後に準じた施行方法、基準不適合土壌運搬処理を記した汚染拡散防止措置実施計画書等の自主的な提出を求めています。

施行状況①（名古屋市における土壌・地下水汚染公表件数の推移）



施行状況②（法・条例による報告等の件数等）

報告等		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
法第3条に基づく土壌汚染状況調査報告書		7	6	5
	うち、汚染のあった結果	3	5	3
法第3条ただし書きに基づく確認申請書		10	8	7
法第4条に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書		89	75	59
	うち、調査命令発出	2	2	3
法第14条に基づく指定の申請書		21	20	14
	うち、法4条に併せた申請	17	16	12
条例第55条に基づく土壌汚染等調査結果報告書		16	13	14
	うち、汚染のあった結果	11	6	4
条例第57条の2に基づく自主調査結果報告書		27	14	30
操業中の工場からの土壌搬出件数（26年度）		搬出された汚染土量		
40件	うち、汚染が確認された件数:30件	36,000 t		

施行状況③（名古屋市における区域指定の状況）

平成28年4月21日現在

土壌汚染対策法に基づく区域指定			環境保全条例に基づく区域指定			
要措置区域	形質変更時 要届出区域		措置管理区域	拡散防止 管理区域	形質変更時 届出管理区域	
4	46		5	3	25	
	うち				うち	
	一般区域	41			一般区域	21
	自然由来特例	2			自然由来特例	1
	埋立地特例	0			埋立地特例	0
	埋立地管理	3		埋立地管理	3	

解除された区域	
土壌汚染対策法に基づくもの	環境保全条例に基づくもの
40	43
	うち、5件は土壌汚染対策法に基づく指定によるもの

土壤汚染対策法に対する意見（1）

○名古屋市では、条例により特定有害物質等取扱事業者に対し500m²以上の土地の形質の変更時等に調査を義務づけるとともに、自主調査についても汚染判明時に報告を義務づけ、区域指定等リスクに応じた管理を求めている。

法においても、操業中の土地などを含め、健康影響を生じさせるおそれのある土壤汚染をできるだけ把握し、適切に管理することが必要である。

○3,000m²以上の土地の形質の変更時の届出について、調査命令の対象となる可能性のある土地については、調査命令を待つのではなく、事前に土壤汚染状況調査に準じた調査が実施されていることが多く、調査命令を発出するのは、建物がまだあるなどの理由で事前調査ができなかった案件などに限られている。

調査命令の対象になる可能性のない案件については、実際の審査はほぼ不要であり、報告者が履歴調査結果などにより汚染のおそれがないことを示すなど簡素化が可能である。

土壤汚染対策法に対する意見（2）

- 専用水道については、くみ上げる帯水層が深いものが多く、膜ろ過等で浄化した水を使用しており、定期的な水質検査で基準適合を確認している。
- 受水側で対応している場合などについて、措置の内容を軽減するなど個別の判断ができないか。
- 汚染土壤が帯水層に接しないこととの施行方法の基準は厳しすぎるため、合理的な対応が必要である。
- 区域外に搬出される土壤は認定済土壤を除き「汚染土壤」になるが、法対象外の基準不適合土壤に比べ厳しすぎる。認定調査の方法を緩和するなどの対応が必要である。

ご清聴ありがとうございました。